スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会(2021 年 12 月 20 日) スタッツデータの法的保護

早稲田大学法学学術院 上野達弘

本文書は、第1回における上野発言に関連して、とりいそぎ、スタッツデータ(さしあたり「スポーツにおける選手やチームのプレイの結果を数値化したもの」とします)の法的保護の可能性について、ご参考までに若干の補足をさせていただくものです。

1 著作権法

・著作物として保護されるためには「著作物」に当たる必要がある

著作権法2条1項1号(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽 の範囲に属するものをいう。

- ・客観的な事実それ自体は、思想または感情が表現されているとは言えず¹、また、創作性がないと考えられるため、例えば、試合結果(例:試合の勝敗・得点)はそれが客観的事実である限り著作物に当たらないと考えられる²
- ・もっとも、スタッツデータは、気象データなどとは異なり、選手が"生み出した"という 側面もあると考えられ、単なる客観的事実にとどまらない可能性が考えられる
 - → 実際のところ、起草者は、著作権法10条 [著作物の例示] に関する文脈で、将棋の 棋譜ないし差し手について、対局者の「共同著作物」に当たると述べている³

「加戸守行『著作権法逐条講義』(著作権情報センター、七訂新版、2021年)22頁は、「思想又は感情を包含していないものとしては、例えばデータ、フィリピン海溝の水深が何メートルであるとか、5月の東京の平均気温が何度であるとか、そういうようなデータは思想・感情を包含していなし、から、それ自体は著作物たり得ない。もちろん、そのデータをいろいろ収集して一定の考え方のもとにまとめて整理すれば、創意工夫のある統計資料のように、そこに思想・感情が入ってくるということはあり得ましょうけれども、データそのものは思想・感情の表現ではない」とする。

² なお、データの選択・配列等に創作性があれば、その集合体が、編集著作物(著作権法12条)またはデータベースの著作物(同法12条の2)に当たる可能性はある。

³ なお、公益社団法人日本将棋連盟は、その法的根拠は必ずしも明らかでないものの、「公益社団法人日本将棋連盟と 各社が主催する棋戦で作られる棋譜は両者の共通の財産であり、棋譜の無断使用は両者の財産を損なう恐れがありま す。商業的目的に供する場合など、私的利用の範囲を超えて棋譜(図面を含む)を使用される場合は、事前に下記フ オーマットへご連絡をお願いいたします」(https://www.shogi.or.jp/news/2019/09/post 1824.html) と述べるとともに、

加戸守行『著作権法逐条講義』(著作権情報センター、七訂新版、2021年)126頁

一つの例としては、例えば碁や将棋の棋譜というのがあります。棋譜も私の理解では対 局者の共同著作物と解されますけれども、本条第1項各号のどのジャンルにも属してお りません。

- ・学説では、このような見解に対して(必ずしも明示的でないものの)懐疑的な見方が有力 と思われるものの 4、かといって、棋譜の著作物性を否定する理屈もなかなか難しい
 - → というのも、①「思想又は感情」はもともと広く解されており、②棋譜ないし差し手が「表現」でないとも言い難く、③差し手に選択の幅があり、対局者の個性が発露し得るとも考えられるため「創作性」も否定し難く、④「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」も「知的・文化的な包括概念の範囲に属するもの」5と広く解されている
 - → もちろん、著作物性が肯定されるためには、人が創作的表現に関する選択と決定を支配している必要があり、創作的表現の作出が偶然性に左右される場合、著作物性はないという考えもあり得るが、世上、一定の偶然性を活用して創作される著作物もあり (例:千住博氏「ウォーターフォール」、AIを道具として人間が創作したと言える著作物の、また、棋譜の場合は、対局相手はいるものの、差し手の選択と決定が思い通りにならないことはならないと考えられる以上、対局者二人で差し手の選択と決定を完全に支配しており偶然性はないとも言える
 - → また、著作物を創作する「意思」「意図」がない場合は著作物性が否定されるという考えもあり得るが⁷、将棋についても、対局者が何らかの"作品"を生み出す「意図」を持つ余地も考えられ、また、現代アート等も含めて考えると、何らかの行動の結果(例:歩いた足跡、就寝中に描いた絵⁸)を事後的に自己の作品とみなす創作(あるいはそうした挙動もあらかじめ意識的に取り込んだ創作)も考えられる
 - → さらに、勝負に勝つことを目的とする行動は「思想又は感情」の表現と言えない、という考えもあり得るが、著作物の創作が勝敗を目的として行われる場合もあり(例:

6 上野達弘「人工知能と機械学習をめぐる著作権法上の課題——日本とヨーロッパにおける近時の動向」法律時報 9 1 巻8 号 3 5 頁以下 (2 0 1 9 年) 参照。

[「]棋譜利用のガイドライン」を掲示している (https://www.shogi.or.jp/kifuguideline/terms.html)。

^{*} 渋谷達紀『著作権法』(中央経済社、2013年) 67頁は、「囲碁や将棋の棋譜について、これを対局者の共同著作物とする見解が文化庁の関係者の間にあるが、作成者の表現上の思想感情が盛り込まれているわけではないから、棋譜は事実の記録にすぎない。詰め将棋の棋譜は、創作することに思想を要するが、その思想は表現上の思想ではないから、著作物ではない」とする。

⁵ 加戸·前掲注(1) 24頁参照。

⁷ 東京地判令和3年4月23日(令和2年(ワ)第5914号)[プレイ動画(発信者情報開示請求)事件]は、業務用ゲーム機の画面に表示されたプレイ動画がゲームショーにおいてプロジェクターに映し出されているのを撮影した映像が問題になった事件で、撮影の際に加えられた変更について、「本件原告動画を作成する者の意図とは関係なく加わったものである」との理由で著作物性を否定している。

^{*} 高林龍『標準著作権法』(有斐閣、第4版、2019年) 17頁は、「寝ている者が無意識のままに手足を動かして記載された落書き、チンパンジーが描いた絵も『思想又は感情』を表現したものではない」とする。

作曲コンクール、漫画コンテンスト)⁹、そのような目的が著作物性を直ちに否定するとは考え難い

- ・もちろん、スポーツのスタッツデータは、単なる客観的事実に過ぎないものが少なくない とは思われるが、中には、選手による選択と決定と評価でき、かつ創作性が肯定され、立 場によっては、著作物性が肯定されるものが含まれるかも知れない
 - → もちろん、スポーツの場合、棋譜と比較して、選手の思い通りにならず偶然性が高い ものが多いと考えられるが(例:カーリングの投石、ボッチャの投球)、選手の思い通 りになる場合があるとすれば、当該選手(一人または複数)が選択の幅がある中で個 性を発揮して(ときには一人で)選択と決定を行っていると評価できる場合があるか も知れない(例:極めてコントロールのよいピッチャーの配球、アメフトの戦術)

2 限定提供データ 10

- ・スタッツデータは、限定提供データとして不競法上保護される可能性がある
 - → 例えば、試合上の諸データを機器によって測定し、これを特定の者に提供する情報として電磁的方法によって相当量蓄積・管理して、例えば、チーム強化の用途で使用・提供していた場合、「限定提供データ」(不競法2条7項)として保護される可能性があろう
- ・もっとも、限定提供データとして保護されるためには、適用除外(特に同法19条1項8 号ロ)に当たらないことが必要

不正競争防止法2条7項

7 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない

⁹ なお、著作権法上の「実演」(著作権法2条1項3号) について、スポーツかショーかで区別しようとする考え方があるが(加戸・前掲注(I) 27頁は、「アクロバット・ショーであれば実演でございますけれども、一方、体操の床運動ですと実演ではございません。それから、フィギュア・スケーティングの場合、通常は実演ではございませんけれども、それが"ホリデー・オン・アイス"のようにショーとして行われれば実演となる。このように、アマチュア選手が演技するのかプロのショーマンが演技するのか、あるいは体操競技として行われるのか観客向けショーとして行われるのかによって、実演たり得る場合とたり得ない場合とに分かれます」とする)、これに対しては懐疑的な見方が多い(上野達弘「実演と隣接権制度」論究ジュリスト26号〔2018年〕14頁〔「新体操、シンクロナイズドスイミング、フィギュアスケート等の芸術的スポーツにおいては、たとえそれが演技の巧拙によって勝敗を決する競技として行われるとしても、著作物である振付を『演ずる』ものと言える場合も多いように思われ、少なくともこのような演技は実演①に当たると解してよいように思われる」〕参照)。

¹⁰ See also Tatsuhiro Ueno, Big Data in Japan: Copyright, trade secret and new regime in 2018, in: Sharon Sandeen, Christoph Rademacher, Ansgar Ohly (eds.) Research Handbook on Information Law and Governance (Edward Elgar, 2021) pp.108.

方法をいう。次項において同じ。) により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。) をいう。

不正競争防止法19条1項8号口

第三条から第十五条まで、第二十一条(第二項第七号に係る部分を除く。)及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

<中略>

八 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる 行為

<中略>

ロ その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一の 限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する 行為

- → 例えば、あるスタッツデータが限定提供データに当たるとしても、その全体が無料の ウェブサイトにそのまま掲載され、公衆が無償で利用可能である場合は同法上の保護 を受けない
- ・指針によると、ここにいう「同一」とは、「実質的に同一であること」とされる

経済産業省「限定提供データに関する指針(平成31年1月23日)」16頁以下 11

(2)「同一」について

「同一」とは、そのデータが「オープンなデータ」と実質的に同一であることを意味する。

例えば、「オープンなデータ」の並びを単純かつ機械的に変更しただけの場合は、実質的に同一であると考えられる。

なお、「限定提供データ」の一部が「無償で公衆に利用可能となっている情報」と実質的に同一である場合は、当該一部が適用除外の対象となる。

<原則として「同一」と考えられる具体例>

想定するオープンなデータ: 政府が提供する統計データ

- ▶ 統計データの全部について、何ら加工することなく、そのまま提供している場合
- ▶ 統計データの一部又は全部を単純かつ機械的に並び替え(例えば、年次順に並んでいるデータを昇順に並び替えるなど)、あるいは、統計データの一部を単純かつ機械的

¹¹ https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf

に切り出し(例えば、平成22年以降のデータのみを抽出するなど)提供している場合

▶ 統計データと政府がホームページで提供する他のオープンなデータを単純かつ機械的に組み合わせて(例えば、平成29年のGDP成長率と平成30年のGDP成長率のデータを時系列で繋げるなど)提供している場合

「オープンなデータ」が、紙媒体によってのみ、無償で公衆に利用可能となっている場合であっても、これと同一の電子データであれば、「無償で公衆に利用可能となっている情報と同一の限定提供データ」に該当する。

→ もっとも、例えば、複数のウェブサイト等において個別的にはスタッツデータが無償で入手可能であるものの、すべてをまとめたスタッツデータとしては無償公開されているとは言い難い場合(あるいは、技術発展により、テレビ放送やウェブサイトにおいて無償で公衆に利用可能となっている映像・情報を解析すれば、容易に当該スタッツデータを抽出できる場合)等をどのように考えるかは課題となろうか

3 パブリシティ権 12

- ・スタッツデータの中には、パブリシティ権(顧客吸引力ある氏名・肖像等の利用に関する 権利)の保護を受け得るものが含まれる可能性が考えられる
 - → パブリシティ権は、明文の規定はないものの、最高裁判決によって「人の氏名、肖像等」に認められ、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする」行為はパブリシティ権侵害に当たる

最一小判平成24年2月2日民集66巻2号89頁〔ピンク・レディー事件:上告審〕

「人の氏名、肖像等 (以下、併せて「肖像等」という。)は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される……。そして、肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があり、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利(以下「パブリシティ権」という。)は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものということができる。他方、肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用され

¹² 上野達弘「人のパブリシティ権」吉田克己=片山直也編『財の多様化と民法学』(商事法務、2014年) 399 頁、同「パブリシティ権をめぐる課題と展望」高林龍編『知的財産法制の再構築』(日本評論社、2008年) 18 5頁も参照。

ることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである。そうすると、肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。」

- ・ここにいう「人の氏名、肖像<u>等</u>」の内容が問題になるが、最高裁がこれを「個人の人格の象徴である」としていることからすれば、パブリシティ権の対象は「個人の人格の象徴」であることが必要と解される(例:人の声や筆跡、スポーツ選手の登録名[例:イチロー]、イチロー選手の身体のシルエット)
 - → 他方、特定のスポーツ選手を明確に想起させるシンボル (例:松井秀喜氏「ゴジラ55」) やキャッチフレーズ (例:アイルトン・セナ氏「音速の貴公子」) など、人格要素とは言い難いものについては慎重な検討を要しよう ¹³
 - → また、氏名(の一部)を用いた技名等(例:イナバウアー [Ina Bauer-Szenes]、シライ [白井健三])がパブリシティ権の対象になり得るかどうかも課題となろう
- ・スタッツデータの中でも、特定の個人の人格に密接な結びつきがあるもの(例:氏名肖像、 選手個人の身長・体重等の属性、心拍数の変化、特徴的なフォーム) については、「個人 の人格の象徴」と言え、パブリシティ権の対象となる可能性があるかも知れない

4 不法行為法 14

- ・スタッツデータは、他の知的財産法によって保護されない場合でも、それが費用や労力を 投下して獲得されたものである場合、これを無断でデッドコピーするなどして他人の営 業上の利益を害する行為が民法上の不法行為に当たるとされる可能性が考えられる
 - → もちろん、北朝鮮事件の最高裁判決が、著作権法によって保護されない著作物の利用 について、「特段の事情」がない限り不法行為は成立しないと判示して以降、下級審裁 判例においては、知的財産法一般について、不法行為の成立を肯定したものは見当た らない

¹³ 上野達弘「スポーツ選手のパブリシティ権」法学教室478号56頁以下(2020年)、同「スポーツ選手とパブリシティ権」早川吉尚編『オリンピック・パラリンピックから考える スポーツと法』(有斐閣、2021年)100頁参照。

¹⁴ 上野達弘「未承認国の著作物と不法行為 ——北朝鮮事件」AIPPI57巻9号562頁(2012年)も参照。

最一小判平成23年12月8日民集65巻9号3275頁〔北朝鮮事件:上告審〕

「著作権法は、著作物の利用について、一定の範囲の者に対し、一定の要件の下に独占的な権利を認めるとともに、その独占的な権利と国民の文化的生活の自由との調和を図る趣旨で、著作権の発生原因、内容、範囲、消滅原因等を定め、独占的な権利の及ぶ範囲、限界を明らかにしている。同法により保護を受ける著作物の範囲を定める同法6条もその趣旨の規定であると解されるのであって、ある著作物が同条各号所定の著作物に該当しないものである場合、当該著作物を独占的に利用する権利は、法的保護の対象とはならないものと解される。したがって、同条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である。」

- ・今後の可能性については諸説あり得るが、最高裁判決の射程からしても、例えば、他者が 費用と労力を投下して開発したタイプフェイス(著作権保護を受けないもの)を無断でデ ッドコピーして販売する行為など、場合によっては不法行為が成立する可能性は否定で きないように思われる 15
 - → そのような考えに従うのであれば、スタッツデータについても、それが費用と労力を 投下して取得されたものである場合、これを大量にデッドコピーして使用する行為等 が不法行為に当たる可能性があるかも知れない

_

¹⁵ 上野達弘「著作権法による自由」法学教室426号40頁(2016年)参照。